# 指定居宅介護支援事業所久万の里 運営規程

### 第1条 (事業の目的)

社会福祉法人喜久寿(以下「本会」という。)が開設する指定居宅介護支援事業所久万の里 (以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及 び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者 に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

- 1 指定居宅介護支援事業は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようi配慮して行うものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たってはその利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。
- 3 事業所の職員は、事業の運営に当たっては市町村、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## 第3条 (事業所の名称及び所在地)

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称 指定居宅介護支援事業所久万の里
- ② 所在地 愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生三番地580番地24

### 第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、 別紙1 の通りとする。

#### 第5条 (職員の勤務体制)

- 1 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。
- 2 勤務表は4週毎、始期1週間前までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 指定居宅介護支援の業務は、介護支援専門員が担当するものとする。
- 4 事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
- 5 事業所の職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

### 第6条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。 但し、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。 但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第7条 (内容及び手順の説明と同意)

- 1 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその 家族に対し、この規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に必要な重要事 項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめえ居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い理解を得るものとする。

### 第8条 (提供拒否の禁止)

事業所は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではならない。

### 第9条 (サービス提供困難時の対応)

事業所は、事業の実施地域によって自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めたと認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業所の紹介、その他必要な措置を 速やかに講じるものとする。

### 第10条 (受給資格の確認)

事業所は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

## 第11条 (要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業所は、被保険者の要介護認定に係る申請について利用申込者の意思を踏まえ、 必要な協力を行うものとする。
- 2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行うものとする。
- 3 事業所は、要介護認定の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の1月前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

## 第12条 (指定居宅介護支援の基本的取扱方針)

- 1 事業所は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。
- 2 事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### 第13条 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針等)

指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるところによる。

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に提供して、利用者サービスの選択を求めるものとする。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者についてその有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- ④ 介護支援専門員は、前号に規程する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この場合、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得るものとする。
- ⑤ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- ⑥ 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の原案を位置づけた指定居宅サービス等の担当者(以下、この号において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について担当者からの専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- ⑦ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用枠等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- ⑧ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、 指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画 の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行 い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調 整、その他の便宜の提供を行うものとする。
- ⑨ 介護支援専門員は、利用者がその居宅においては日常生活を営むことが困難と なったと認められる場合または利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。
- ⑩ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めるものとする。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項がしめされているときは、当該注意点を尊重してこれを行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見または指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(指定に係る居宅サービスの種類につていは、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上でその内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。

- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の 自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることな く、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにするものとする。
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付対象サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。
- ⑮ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明するものとする。

## 第14条 (課題分析票の種類等)

事業所の介護支援専門員が使用する課題分析票及び利用者の相談の場所等は、次の通りとする。

- ① 使用する課題分析票 居宅サービス計画ガイドライン (全国社会福祉協議会方式)
- ② 相 談 の 場 所 通常事業所相談室
- ③ サービス担当者会議の場所 通常事業所会議室
- ④ 介護支援専門員による 必要の都度及び利用者の要請により訪問す 居宅訪問の回数等 るものとする。

### 第15条 (利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他の利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対して直近の居宅サービス計画及び実施状況に関する書類を交付するものとする。

### 第16条 (利用者に関する市町村への通知)

事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められた時。
- ② 偽り、その他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとした時。

#### 第17条 (指定居宅介護支援の利用料及び支払いの方法)

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスに該当する場合は、無料とする。
- 2 次条の通常の事業の実施区域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
  - ① 事業所から片道おおむね30km未満

無料

② 事業所から片道おおむね30km以上の場合

30kmを超えた地点から10kmにつき 450 円

- 3 前項の費用に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、利用者に対し指定居宅介護支援提供証明書を交付するものとする。

## 第18条 (通常の事業の実施区域)

通常の事業の実施区域は、久万高原町内とする。

#### 第19条 (秘密保持)

- 1事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用 者の同意、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文 書により得るものとする。

## 第20条 (利益収受の禁止等)

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 事業所及び事業所の職員は、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの代償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

# 第21条 (苦情処理)

事業所は、提供した指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講じるものとする。

### 第22条 (掲示及び広告等)

- 1 事業所は、事業所の見やすい場所にこの規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額、その他サービスの内容等の重要事項を掲示するものとする。
- 2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであてはならない。

#### 第23条 (事故発生時の対応等)

- 1 事業所は、事業所業務の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、状況及び処置について記録するものとする。
- 2 事業所は、事業所業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

## 第24条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。
- 2 事業所は、虐待の防止のための指針を整備することとする。

- 3 事業所は、職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施することとする。
- 4 事業所は、虐待の防止のための措置を適切に実施するための責任者を置くこととする。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか に、これを久万高原町に報告するものとする。

## 第25条 (身体拘束等の原則禁止)

- 1 ケアマネジメントにおいて、ご利用者又はほかのご利用者の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為 (以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 ケアマネジメント支援の中でやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、対応サービス事業所など必要な事項を記載することとする。

### 第26条 (身分を証する書類の携行)

事業所の介護支援専門員は、その勤務中は常に身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められた時は、これを提示しなければならない。

## 第27条 (会計の区分等)

- 1 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計とを区分するものとする。
- 2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

### 第28条 (記録の整備等)

- 1事業所は、次の諸記録、その他重要な帳簿を整備するものとする。
  - ① 居宅介護支援基準第14条に基づく法定代理受領サービスに係る報告に関する重要な関係書類
  - ② 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他のサービス提供に関する記録
- 2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

### 第29条 (委任)

この規程に定める事項の他、事業所の運営について必要がある場合は、居宅介護支援基準による他、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会理事長が別に定める。

附 則 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年3月6日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 <u>この規程は、令 和 7 年 4 月 1 日</u> から施行する。

## 別紙1

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

職種名			員数	職務内容
			常勤	
管	理	者	1人	本会理事長の命を受け、事業所の統括管理を行う。
	うち	兼務	(1名)	
介護支援専門員			4人	指定居宅介護支援の提供に当たる。
	うち	兼務	(1名)	
合	Ē	計	4人	